

## 決議 .43

## 南米地域のためのラムサール条約小地域戦略

1. ラムサール条約第5条が、締約国は「湿地（及びその動植物）の保全に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める」と定めていることを想起し、
2. 「2003-2008年戦略計画」の総合目標3が、国際協力と「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」（.19）の実施を促進するよう要請していることを考慮し、
3. 参加締約国が南米諸国のために、ラムサール条約の枠組みの中で湿地の保全と賢明な利用のための小地域戦略を策定することを決定した第1回南米地域会議（ブエノスアイレス、2001年9月）の結論を考慮し、
4. ラムサール条約第2回アメリカ地域会議（グアヤキル、2002年7月）で、締約国からこの提案に対する支援が表明されたことに留意し、
5. ラムサール条約、ならびに締約国会議で採択された戦略計画やさまざまなガイドラインなど具体的施策について、その効果的実施を支える実践的なイニシアティブを立ち上げることの重要性を認識し、
6. 「条約の実施を高めるための地域イニシアティブ」に関する決議 .30の内容に従い、

## 締約国会議は、

7. ラムサール条約に関する南米地域のための小地域戦略の策定について、これに関心を寄せる締約国のイニシアティブを承認する。
8. この小地域の締約国に対して、「条約の実施を高めるための地域イニシアティブ」に関する決議 .30の精神に則り、かつ同決議に付属するガイドラインにしたがい、立案、実施の両段階に各国の国内ラムサール委員会またはそれと同等の組織の参加を得て、引きつづきこの戦略の策定に努めるよう強く要請する。
9. ラムサール条約事務局及び科学技術検討委員会に対して、このイニシアティブの実施を支援するよう要請する。
10. 締約国、本条約の国際団体パートナー及び国際協力機関に対して、この小地域戦略の実施を支援するよう奨励する。